

答 申 個 第 6 2 号
平成28年10月21日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月18日付け文地第260号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「私が各所に持ち込んだ」戸籍の謄本及び戸籍の附票の写しの個人情報開示請求を却下処分した事案（諮問個第102号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年9月16日に、実施機関の文化市民局地域自治推進室（以下「地域自治推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により「●（○の同字）と○（常用漢字）が混在している「私が各所に持ち込んだ」戸籍の謄本を情報開示して欲しい。一方、戸籍の附票については、番地について六でも七でも読める「六」と書いたものを情報開示して欲しい。」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 実施機関は、本件請求について、権利の濫用に当たるため、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年10月1日付けでその旨及びその理由を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年11月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人が請求している公文書は、以下のとおりである。

ア ●と○が混在している戸籍謄本（以下「本件請求ア」という。）

イ 番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票（以下「本件請求イ」という。）

(2) 本件請求を却下とした理由について

本件請求アに係る公文書について、当職は、既に、平成26年7月2日に異議申立人からなされた「H25/4～直近迄、地域自治推進室に直接持込んだ文書（10～20枚）一式」という個人情報開示請求において、異議申立人の戸籍謄本のコピーを含む「平成26年2月3日受理文書」という公文書を特定し、同月23日に京都市指令文地第107号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示している。

また、本件請求イに係る公文書については、平成26年7月2日に異議申立人からなされた「H25/4～直近迄、地域自治推進室に直接持込んだ文書（10～20枚）一式」という個人情報開示請求において、異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーを含む「平成25年10月7日受理文書」及び「平成26年1月31日受理文書」という公文書を特定して同月23日付けの京都市指令文地第107号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示している。さらに、平成26年11月12日に異議申立人からなされた「訂正前と訂正後の附票を一覧にして渡したもの（A4 1枚左右に表わしたもの）」という個人情報開示請求において、異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーを含む「平成26年1月31日受理文書」という公文書を特定し、同月28日に京都市指令文地第285号の開示決定通知書を交付し、同年12月3日、全部開示している。

上記のとおり、本件請求アに係る公文書は「平成26年2月3日受理文書」、本件請求イに係る公文書は「平成25年10月7日受理文書」及び「平成26年1月31日受理文書」であるが、既に異議申立人に開示しており、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを知るための権利である個人情報開示請求権については、十分な対応を行っている。

異議申立人は上記のとおり本件請求以前の開示以外にも、既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、繰り返し請求を行っていることから、もはや繰り返し請求することに正当な理由は認められない。

また、異議申立人は、本件請求イに係る公文書について、既に当職が保有していること及びその内容を、十分に熟知しているにもかかわらず、「番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票」と修飾語を付け、異議申立人の当該文書に対する主観的な評価を加えて開示を求めており、本件請求は、もはや個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立人の主張を実施機関に認めさせることを目的にしたものと言わざるを得ない。

以上の理由により、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離したものであり、権利の濫用に当たるとして却下したものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認めら

れる。

たしかに2度目の請求らしいけれど、従来より西京区は2度、3度多い時には10回位市民の申出に対応してくれた。たかが2度程度で著しくカイ離しているはないだろう。

役所の改善のために情報開示を受けることがなぜ、権利の乱用に当たるのですか？この部分の詭弁（こじつけ）？を市民に分るように説明して下さい。

市民の主張を認めさせることを目的としていると嘘が書いてあるが、むしろ役所の見解に基づいてオーム返しで請求したものです。

今後の目的は腐った京都市を職員を少しでも良くしたいのです。目的は自主的にルールを守らせることです。当然のことです。ルール通りの訂正をさせただけです。普通のことです。

却下を乱発して権利の濫用をしているのは京都市の方である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 異議申立人の請求は、「●（○の同字）と○（常用漢字）が混在している戸籍謄本」及び「番地について六でも七でも読める「六」と書いた戸籍の附票」である。

通常、戸籍については、その謄本を区役所の市民窓口課において交付することとなっている（戸籍法第12条の2、同法第10条第1項）。同様に、附票についても、区役所の市民窓口課においてその写しを交付することとなっている（住民基本台帳法第20条、住民基本台帳法施行令第19条）。一般的には、「戸籍謄本」といえば、区役所で交付された戸籍謄本を、「附票」といえば、附票の原本そのものを指すものである。

しかし、異議申立人と西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）との間で戸籍及び除籍の文字の更正等について争いになっていること、また異議申立人が個人情報開示請求書に「私が各所に持ち込んだ」と記載していることから、ここでいう戸籍謄本及び附票とは、異議申立人が地域自治推進室に持ち込んだ、異議申立人に係る戸籍謄本及び附票の写しそれぞれのコピーであると考えられる。

イ 実施機関の説明によれば、地域自治推進室は、異議申立人が持ち込んだ戸籍謄本のコピーについて、平成26年7月2日付けの個人情報開示請求に基づき同月23日に、戸籍の附票の写しのコピーについては、平成26年7月2日付け及び同年11月12日付けの個人情報開示請求に基づき同年7月23日及び同年12月3日に、それぞれ異議申立人に全部開示している。当審査会は、このことを各請求の個人情報開示請求書及び個人情報開示決定通知書により確認した。

ウ 地域自治推進室は、平成26年7月2日の異議申立人からの「H25/4～直近迄、地域自治推進室に直接持ち込んだ文書（10～20枚）一式」との個人情報開示請求に対し

て、異議申立人が平成25年4月から当該請求日までに持ち込んだ全ての文書を平成26年7月23日付けで全部開示しており、これ以降、本件請求の日までに異議申立人から地域自治推進室に持ち込まれた文書はない。

なお、当審査会は、平成25年3月以前には、異議申立人は地域自治推進室に文書を持ち込んだことはないことを確認した。

エ 異議申立人は、異議申立書において、「たかが2度程度で著しくカイ離しているはないだろう」と述べており、繰り返しの請求であることを認識していると認められる。

オ 以上の状況から、本件請求について、異議申立人は、既に開示を受けている公文書について、繰り返し開示を請求しているものと認められる。

(2) 異議申立人による多数の個人情報開示請求等について

異議申立人は、平成25年度以後、多数の個人情報開示請求及び異議申立てを繰り返しており、そうした状況の下、当審査会は、平成27年3月23日付け答申個第26号において以下のとおり判断した。

ア 異議申立人は、平成25年度から実施機関に対して、条例に基づく個人情報開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くに不服申立てを行ってきた（平成27年2月末時点において、請求件数は、平成25年度58件、平成26年度77件、異議申立て件数は累計で45件）。その中には、実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、「修飾語」を付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられた。

イ 異議申立人の「修飾語」は文書の特定にとって必要な文書内容を説明するためのものではなく、請求する公文書を日付等で特定したうえで異議申立人の当該文書に対する主観的評価を加えているものである。異議申立人は実施機関に開示決定を行わせることで、当該文書が異議申立人の主観的評価である「修飾語」に該当する文書であり、自身の主張を実施機関に認めさせることを目的としていると言わざるを得ない。

ウ 異議申立人が繰り返し請求することに正当な理由が認められず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと認めざるを得ない。

エ 「修飾語」を付したものはもとより、「修飾語」を付していない場合であっても、既に異議申立人に開示済みであることにより異議申立人が保有していることが明らかな文書について開示を求めてきた場合は、権利の濫用に当たり、実施機関は当該請求を却下し得る。

(3) 本件処分について

ア 異議申立人がこれまで行った請求の件数は、平成25年度が58件、平成26年度が100件、平成27年度が42件、平成28年度が平成28年8月末現在で17件に上る。ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、異議申立人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成28年8月末現在で96件である。

異議申立人による多数の個人情報開示請求及び不服申立ての中には、「修飾語」が付されたものが多くを占め、また、同一の文書が繰り返し請求されている。

イ 本件請求は、上記(1)イ、ウ、エ及びオで述べたように、繰り返し開示を請求しているものである。異議申立人は、地域自治推進室に自ら持ち込んだ本件請求に係る公文書を含む全ての文書について既に開示を受けており、本件請求に係る公文書を繰り返し請求することにはや正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件請求は、権利の濫用に当たるものであると認められるため、実施機関は対象となる公文書を開示する義務はなく、個人情報開示請求却下処分は妥当である。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年12月18日 諮問（諮問個第102号）

平成28年 1月18日 実施機関による理由説明書の提出

3月 1日 異議申立人の意見書の提出

9月28日 審議（平成28年度第5回会議）

10月21日 審議（平成28年度第6回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）